



# 熊本県公報

第 1 2 2 4 9 号

平成 25 年 9 月 17 日 (火)

(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定…………… (障がい者支援課) 1
  - 海岸保全区域の指定変更…………… (農地整備課) 1
  - 海岸保全区域の廃止…………… (漁港漁場整備課) 2
  - 漁港の指定内容の変更…………… ( " ) 2
- ### 公 告
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (建築課) 3
  - 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… ( " ) 4
  - 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… ( " ) 4
  - 土地改良事業計画…………… (農村計画課) 4
  - 土地改良事業計画…………… ( " ) 4
  - 土地改良事業計画…………… ( " ) 5
  - 土地改良事業計画…………… ( " ) 5
  - 土地改良事業計画…………… ( " ) 5
  - 肥料登録有効期間更新…………… (農業技術課) 5

## 告 示

### 熊本県告示第 8 4 0 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 2 9 条第 1 項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 5 1 条の規定により公示する。

平成 2 5 年 9 月 1 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
C a n d o 八代市鏡町下村 1 4 2 5 番地 2	一般社団法人 九州福祉会 八代市鏡町下村 1 4 2 5 番地 2 増田 利明	就労継続支援 A 型	平成 2 5 年 9 月 1 0 日

### 熊本県告示第 8 4 1 号

昭和 3 3 年 5 月 3 0 日熊本県告示第 3 3 4 号（海岸法第 3 条の規定に基く海岸保全区域の指定）の一部を次のように改める。

平成 2 5 年 9 月 1 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

農林水産省農村振興局所管中有明海の部高道の項を次のように改める。

有明海	高 道	区域の位置	玉名市滑石字塩浜及び玉名市岱明町字大相、長保地先 海岸堤防延長 2 9 2 6 . 0 0 m 起点 玉名市滑石字碓原 3 3 3 6 番地塩浜樋門右側々壁 後床の地点 終点 玉名市岱明町高道字長保 2 9 3 3 の 4 番地大正開 第 1 樋門の北方 1 2 9 . 3 0 m の地点とを結ぶ堤防
		陸域側境界	堤防外法尻より潮遊池堤防内法尻まで

			起点 玉名市滑石字碓原 3 3 3 6 番地、終点 玉名市岱明町高道字長保 2 9 3 3 の 4 番地とを結ぶ堤防沿い
	水域側境界		境川は中心線まで。堤防外法尻から A 点、B 点、C 点、D 点、E 点、F 点、G 点、H 点、I 点、J 点、K 点、L 点、M 点、N 点、O 点、P 点の各点を順次結んだ線 A 点【基点から N 1 7 8 度 2 3 分 1 7 秒の方向へ 3 8 3 . 1 メートルの点】 B 点【A 点から N 1 3 2 度 2 4 分 1 2 秒の方向へ 2 8 0 . 4 メートルの点】 C 点【B 点から N 1 2 2 度 1 6 分 5 3 秒の方向へ 2 0 2 . 5 メートルの点】 D 点【C 点から N 3 2 度 1 0 分 1 5 秒の方向へ 9 9 . 5 メートルの点】 E 点【D 点から N 1 2 2 度 3 1 分 2 2 秒の方向へ 3 1 2 . 7 メートルの点】 F 点【E 点から N 3 2 度 2 1 分 4 1 秒の方向へ 2 1 . 2 メートルの点】 G 点【F 点から N 7 8 度 3 8 分 2 3 秒の方向へ 1 8 2 . 6 メートルの点】 H 点【G 点から N 3 5 度 5 5 分 1 6 秒の方向へ 2 3 . 1 メートルの点】 I 点【H 点から N 1 5 1 度 0 0 分 3 9 秒の方向へ 3 3 . 7 メートルの点】 J 点【I 点から N 9 3 度 0 8 分 2 1 秒の方向へ 7 . 7 メートルの点】 K 点【J 点から N 1 4 5 度 1 9 分 4 3 秒の方向へ 3 9 . 9 メートルの点】 L 点【K 点から N 1 3 8 度 4 3 分 3 0 秒の方向へ 6 9 . 9 メートルの点】 M 点【L 点から N 1 2 5 度 5 0 分 0 1 秒の方向へ 1 2 5 . 9 メートルの点】 N 点【M 点から N 1 9 0 度 2 4 分 2 6 秒の方向へ 1 5 6 . 7 メートルの点】 O 点【N 点から N 1 2 5 度 0 6 分 5 6 秒の方向へ 1 5 3 . 7 メートルの点】 P 点【O 点から N 8 5 度 5 6 分 3 9 秒の方向へ 6 3 . 7 メートルの点】 基点【北緯 3 2 度 5 3 分 4 5 秒 東経 1 2 8 度 5 9 分 5 4 秒】
	保全区域		陸域側境界線と水域側境界線とに挟まれた区域

**熊本県告示第 8 4 2 号**

昭和 3 3 年 5 月 3 0 日熊本県告示第 3 3 4 号（海岸法第 3 条の規定に基く海岸保全区域の指定）で指定した大正開漁港海岸の海岸保全区域を廃止する。  
 平成 2 5 年 9 月 1 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県告示第 8 4 3 号**

漁港漁場整備法（昭和 2 5 年法律第 1 3 7 号）第 6 条第 5 項の規定に基づき、第 2 種大正開漁港の指定内容の一部を次のとおり変更する。  
 平成 2 5 年 9 月 1 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

大正開漁港の区域の欄を次のように改める。

区 域	
水 域	陸 域
次のア点からタ点までを順次結んだ線及びタ点からア点に引いた線により囲まれた地域内の海面 ア点 北緯 3 2 度 5 3 分 1 7 秒 3 3 1 9 東経 1 3 0 度 3 0 分 3 7 秒 3 5 7 8 イ点 北緯 3 2 度 5 3 分 1 7 秒 1 9 1 0 東経 1 3 0 度 3 0 分 3 7 秒 5 9 6 1 ウ点 北緯 3 2 度 5 3 分 0 4 秒 5 5 0 3 東経 1 3 0 度 3 0 分 3 4 秒 8 0 4 2 エ点 北緯 3 2 度 5 3 分 2 3 秒 8 3 3 2 東経 1 3 0 度 2 9 分 4 5 秒 3 2 1 8 オ点 北緯 3 2 度 5 3 分 2 6 秒 0 4 4 3 東経 1 3 0 度 3 0 分 1 1 秒 9 9 6 9 カ点 北緯 3 2 度 5 3 分 2 0 秒 5 9 6 1 東経 1 3 0 度 3 0 分 2 2 秒 1 7 9 0 キ点 北緯 3 2 度 5 3 分 2 1 秒 5 9 8 0 東経 1 3 0 度 3 0 分 2 2 秒 9 3 2 1 ク点 北緯 3 2 度 5 3 分 2 2 秒 6 3 9 5 東経 1 3 0 度 3 0 分 2 9 秒 2 3 8 6 ケ店 北緯 3 2 度 5 3 分 2 2 秒 7 7 6 8 東経 1 3 0 度 3 0 分 2 9 秒 5 8 5 1 コ点 北緯 3 2 度 5 3 分 2 3 秒 3 2 6 1 東経 1 3 0 度 3 0 分 2 9 秒 9 6 8 5 サ点 北緯 3 2 度 5 3 分 2 3 秒 2 7 8 1 東経 1 3 0 度 3 0 分 3 0 秒 2 6 4 6 シ点 北緯 3 2 度 5 3 分 2 3 秒 1 5 4 3 東経 1 3 0 度 3 0 分 3 0 秒 6 4 0 4 ス点 北緯 3 2 度 5 3 分 2 2 秒 3 3 6 1 東経 1 3 0 度 3 0 分 3 1 秒 0 6 3 6 セ点 北緯 3 2 度 5 3 分 2 1 秒 8 6 6 1 東経 1 3 0 度 3 0 分 3 1 秒 3 7 0 8 ソ点 北緯 3 2 度 5 3 分 2 0 秒 9 5 8 4 東経 1 3 0 度 3 0 分 3 2 秒 2 0 4 9 タ点 北緯 3 2 度 5 3 分 1 9 秒 3 8 9 9 東経 1 3 0 度 3 0 分 3 3 秒 9 1 9 9	水域の欄に規定する線及び水際線により囲まれた地域

**公 告**

**熊本県公告第 5 0 1 号**

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

平成 2 5 年 9 月 1 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
 菊池郡菊陽町新山一丁目 3 1 9 0 番 6 3、同 3 1 9 0 番 6 4、同 3 1 9 0 番 1 1 6 3、同 3 1 9 0 番 1 2 7 3 及び同 3 1 9 0 番 1 3 8 8  
 3, 4 8 9. 9 2 平方メートル

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
菊池郡菊陽町大字津久礼76番地3  
有限会社 ジョイント

**熊本県公告第502号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成25年9月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
菊池郡菊陽町大字原水字下原853番1、同855番1、同855番2及び同856番1  
1,646.48平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
菊池郡菊陽町大字津久礼2962番地3  
有限会社 サンケイ地所

**熊本県公告第503号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成25年9月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
上益城郡御船町大字木倉字上油免1700番1、同1700番11、同1700番12、同1700番13、同1700番14、同1701番4、同1702番2、同1702番11の一部、同1702番14、同1702番15、同1706番1の一部、同1706番3、同1706番5、同1707番1、同1707番3、同1709番2、同1709番3、同1710番1、同1710番3、同1711番1、同1711番2、同1712番1、同1712番2、同1714番1、同1714番2、同1714番4、同1715番、同1716番、同1717番1、同1717番2、同1718番1、同1718番3、同1718番4、同1718番6、同1718番7、同1718番8、同1719番の一部、同1720番1の一部、同1720番3の一部、同1720番4の一部、同1720番16の一部、同1720番17の一部、同1721番1、同1721番4、同1721番5の一部、同1721番6、同1721番7、同1731番1の一部、同1731番2、同1731番3、同1732番の一部、同1734番1の一部、同1734番2の一部、同1736番1の一部、同1736番3の一部及び同1737番1の一部  
15,234.82平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
上益城郡御船町大字辺田見840番地9  
社会福祉法人 恵寿会

**熊本県公告第504号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営昭和地区土地改良事業（農業用排水施設）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成25年9月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営昭和地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成25年9月18日から平成25年10月17日まで
- 3 縦覧場所  
八代市役所

**熊本県公告第505号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営昭和地区土地改良事業（農業用道路）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日

以内に異議申立てをすることができる。

平成25年9月17日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営昭和地区土地改良事業（農業用道路）計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成25年9月18日から平成25年10月17日まで
- 3 縦覧場所  
八代市役所

#### 熊本県公告第506号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営昭和地区土地改良事業（暗きょ排水）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成25年9月17日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営昭和地区土地改良事業（暗きょ排水）計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成25年9月18日から平成25年10月17日まで
- 3 縦覧場所  
八代市役所

#### 熊本県公告第507号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営山鹿東地区（小畑工区）土地改良事業（農用地の保全）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成25年9月17日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営山鹿東地区（小畑工区）土地改良事業（農用地の保全）計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成25年9月18日から平成25年10月17日まで
- 3 縦覧場所  
山鹿市役所

#### 熊本県公告第508号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営山鹿東地区（割石工区）土地改良事業（農用地の保全）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成25年9月17日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営山鹿東地区（割石工区）土地改良事業（農用地の保全）計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成25年9月18日から平成25年10月17日まで
- 3 縦覧場所  
山鹿市役所

#### 熊本県公告第509号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定に基づき、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定に基づき公告する。

平成25年9月17日

熊本県知事 蒲島郁夫

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	有効期限
熊本県肥 第 1 3 3 7 号	炭酸カルシウム肥料	炭酸カルシウム	アルカリ分：53.0	その他の制限事項は、公定規格のとおり。	有限会社谷脇石灰工業所 熊本県宇城市松橋町曲野 3 3 0 4 番地の 5	平成 3 1 年 9 月 1 0 日